### 一般社団法人日本家政学会被服衛生学部会内規

＜所在地＞

この部会の所在地を部会長宅におく。

＜事務局＞

庶務責任者を〒612-8522　京都市伏見区深草藤森町1番地　京都教育大学　深沢太香子、会計責任者を〒654-8585　神戸市須磨区東須磨青山2-1　神戸女子大学　高野倉睦子におく。期間は、平成25年4月1日より平成27年3月31日までとする。

　なお、会計責任者が口座の管理を行う。

＜役員交代時期における引継ぎ＞

役員交代時期においては交替の前年度における12月までを引継ぎ期間とし、１月以降は原則として次期役員が部会運営にあたる。ただし，会計および会員管理等の一部業務については新旧の役員が協力して任にあたる。

＜次期部会長の選任＞

1. 次期部会長は、当該年度初頭において一般社団法人日本家政学会被服衛生学部会の会員歴5年以上の部会員（名誉会員、部会長2期経験者を除く）の中から選任されるものとする。その選任作業は、現部会長が指名した選挙管理委員3名から成る部会長選挙管理委員会が選挙によって行なうものとする。委員長は3名の互選によるものとする。
2. 部会長選挙管理委員会は、有効投票総数の過半数を得たものを、次期部会長候補者として総会に推薦する。過半数を得たものがいない場合は、上位2名について再選挙を行い、獲得票の多いものを次期部会長候補者として総会に推薦する。同数の場合は、部会員歴の長いものを次期部会長候補者として総会に推薦する。無効投票とは、①所定の投票用紙を用いないもの、②所定の投票書式を用いないもの、③投票用紙に記名があるもの、④所定の人数を超えて投票したものとする。

＜名誉会員の選考＞

第1条　会則第4条に定める名誉会員は、会員の中から候補者が選考される。

第2条　名誉会員の決定は、役員会においてその資格を審議し、総会で承認されなければならない。

第3条　名誉会員の資格審議にあたっては、次の基準によるものとする。

1.　永年、会員として本会に尽力した人

2.　被服衛生学領域に著名な業績を残した人

選考委員会における申し合わせ事項

* 日本家政学会被服衛生学部会の会員歴が原則20年以上で、部会の活動上、又は発展に功績があった70歳以上のものとする。
* 選考委員会の構成は、部会長、副部会長、各責任幹事で組織する。

付記

この内規は、平成23年4月1日に遡及し、施行する。

改訂　平成23年5月28日

改訂　平成25年8月25日

改訂　平成26年5月24日